



北星学園大学学則

第1章 総則 〔目的〕

第1条 北星学園大学（以下「本学」という）は、キリスト教による人格教育を基礎とし、広く教養を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、応用的能力を発揮させることを目的とする。

〔所在地〕

第2条 本学は、北海道札幌市厚別区大谷地西2丁目3番1号にこれを設置する。

〔自己点検・評価〕

第3条 本学は、教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検及び評価を行う。

II 点検及び評価に関する事項については、別にこれを定める。

〔ファカルティ・ディベロップメント〕

第3条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

〔情報公開〕

第3条の3 本学は、教育研究活動等の実施及び成果に関する情報を出版その他の方によって広く社会に公開するよう努めるものとする。

第2章 学部、学科、大学院及び修業年限

〔学部・学科〕

第4条 本学に、次の学部及び学科を置く。各学部及び学科の教育研究上の目的については、次の各号に掲げるとおりとする。

1 文学部 英文学科

英語とその背景にある文化や歴史に対する知識を教授するとともに、高度な英語運用能力及び自文化に対する深い理解力を養成し、国際社会において求められる柔軟な対応力とコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的とする。

2 文学部 心理・応用コミュニケーション学科

心理学の知見に基づいた人間理解に関する知識を教授するとともに、社会の現場で自ら問題を見つけて考え行動する力を養成し、人々の相互理解と協働が求められる社会状況の中で、コミュニケーションの活性化に貢献できる人材の育成を目的とする。

3 経済学部 経済学科

社会人となるためにも経済学の学びにおいても必須の基礎的学力を基盤とし、近代経済学分野、歴史・社会分野、国際分野の面から、日本国内外の経済を的確に教授するとともに、地域に貢献できる「国際人」の育成を目的とする。

4 経済学部 経営情報学科

企業経営に関する体系的な理論、経営実務に関する実践的で国際的な知識、情報処理に関する最新の技法を教授するとともに、高度で専門的な経営情報活用能力を養成し、経営、マーケティング、会計、情報の各分野で活躍できる人材の育成を目的とする。

5 経済学部 経済法学科

経済学と法律学から成る学科専門科目群の中から、公共法政策、経済分析、企業法務、金融・財政、法律総合等の領域に関する専門知識を学修し、必要な実践的な能力と倫理観を備えた、社会に有為な人材の育成を目的とする。

6 社会福祉学部 福祉計画学科

社会福祉制度・政策の知識を教授するとともに、調査・分析能力や国際感覚を養成し、コミュニケーション・ソーシャルワーカーや福祉マインドを持った企業人及び公務員として活躍できる人材の育成を目的とする。

7 社会福祉学部 福祉臨床学科

対人援助専門職としての基本的な価値・知識・技術を教授するとともに、多様な実践環境に対応したソーシャルワーク実践能力、実践の中で研鑽・研究する能力を養成し、真に実践力のあるジェネラリスト・ソーシャルワーカーの育成を目的とする。

8 社会福祉学部 福祉心理学科

科学的な心理学に関する専門的知識と技能を基礎から応用まで幅広く身につけるとともに、心理学的マインドを養い、医療、教育、福祉、産業組織など様々な領域において、地域社会に貢献する実践力と人間性を備えた人材の育成を目的とする。

〔修業年限〕

第5条 学部の修業年限を4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

II 第24条第1項により単位の修得が認められた者について修業年限及び前項ただし書に定める在学期間の短縮は行わない。

III 第12条により許可を得て留学した期間は、第1項の修業年限に算入することができる。

〔大学院〕

第6条 本学に、次の大学院研究科を置く。

社会福祉学研究科

文学研究科

経済学研究科

II 大学院に関する必要な事項については、別にこれを定める。

第3章 収容定員

〔収容定員〕

第7条 本学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
文学部	英文学科	113人	14人	480人
	心理・応用コミュニケーション学科	90人	10人	380人
経済学部	経済学科	152人	6人	620人
	経営情報学科	102人	6人	420人
社会福祉学部	経済法学科	110人	10人	460人
	福祉計画学科	85人	10人	360人
	福祉臨床学科	85人	10人	360人
	福祉心理学科	64人	7人	270人

第4章 入学、編入学、転学部及び転学科、留学、休学、復学、再入学、退学並びに除籍

〔入学資格等〕

第8条 本学に入学することのできるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 3 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 7 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

〔編入学〕

第9条 本学への編入学を志願する者があるときには、選考のうえ、相當年次に入学を許可するものとする。

II 本学の2年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 大学に1年以上在学し、30単位以上を修得した者
 - 2 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 3 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - 4 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（以下「高等学校等の専攻科の課程」という）のうち、修業年限が2年以上であり、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - 5 前各号に該当する者と同等以上の学力があると本学が認めた者
- III 本学の3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 1 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 2 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - 3 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
 - 4 高等学校等の専攻科の課程のうち、修業年限が2年以上であり、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - 5 前各号に該当する者と同等以上の学力があると本学が認めた者

〔入学志願・入学試験・入学手続〕

第10条 本学に入学又は編入学を志願する者は、所定の入学志願手続をしなければならない。

II 入学合格者の選考は、入学志願者について、所定の入学試験によって行う。

III 本学は、所定の入学手続をした入学合格者について、入学を許可し、学籍を付与する。

IV 入学志願手続、入学試験の方法及び入学手続については、別にこれを定める。

〔転学部・転学科〕

第11条 学部長は、その所属する学部の学科から同一学部の他の学科に転ずることを志願する者がある場合には、その者からの願い出により、その学科に欠員がある場合に限り、選考のうえ当該教授会の議を経て、転学科を許可することがある。

II 学部長は、他の学部の学科に所属する学生がその学部の学科に転ずることを志願する場合には、その者からの願い出により、その学科に欠員がある場合に限り、選考のうえ当該教授会の議を経て、転学部を許可することがある。

III 転学科及び転学部の志願並びに選考の手続については、別にこれを定める。

〔留学〕

第12条 外国及び国内の大学に留学を志願する者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

II 前項の許可を得て留学した期間は、第5条第1項の修業年限に加えることができる。

〔休 学〕

- 第 13 条 疾病その他の止むを得ない理由により 3 月以上修学することができない者は、学部長に願い出て、その許可を得て休学することができる。
- II 疾病その他の理由により修学が不適当と認められる学生に対して、学部長は休学を命ずることがある。
- III 休学期間は 2 年以内とする。ただし、通算して 4 年を超えることができない。
- IV 休学期間は、第 5 条第 1 項に定める修業年限の期間に算入しない。

〔復 学〕

- 第 14 条 休学期間に休学の理由が解消した場合には、学部長に願い出て、その許可を得て復学することができる。

〔願出による退学・学籍の喪失、再入学〕

- 第 15 条 止むを得ない理由により退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- II 退学した者は学籍を喪失する。
- III 第 1 項により退学した者が、退学後再入学を願い出たときは、学長はこれを許可することがある。

〔除籍処分・復学〕

- 第 16 条 次の各号の一に該当する者は、当該教授会の議を経て学長が除籍する。
- 1 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 2 入学後 2 年間に正当な理由なく 30 単位以上を修得し得ない者
- 3 第 5 条第 1 項ただし書に定める最長在学期間を超えた者
- 4 第 13 条第 3 項に定める休学期間を超えてなお休学の理由が解消せず復学できない者
- 5 正当な理由なく授業料及びその他の学費の納入を怠り、督促してもなお納付しない者
- 6 正当な理由なく授業科目の履修登録をしない者
- 7 長期にわたり行方不明の者
- II 前項により除籍された者が、復学を願い出たときは、学長はこれを許可することがある。

第 5 章 学年、学期及び休業日

〔学 年〕

- 第 17 条 本学の学年は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

〔学 期〕

- 第 18 条 本学は、学年を分けて、次の 2 学期とする。
- | | |
|-----|--------------------------|
| 学 期 | 期 間 |
| 前 期 | 4 月 1 日から 9 月 30 日まで |
| 後 期 | 10 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで |
- II 一学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

〔休業日〕

- 第 19 条 本学の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日
- 3 5 月 2 日（北星学園創立記念祝日）
- 4 12 月 25 日（キリスト降誕祭）
- 5 春季休業
- 6 夏季休業
- 7 冬季休業
- II 休業日の変更、長期休業の期間及び臨時休業は、学長がそのつどこれを定める。

第 6 章 授業科目

〔授業科目〕

- 第 20 条 授業科目は、大学共通科目、学科専門教育科目、国際交流関係科目及び教職に関する科目に分ける。
- II 授業科目及び単位数は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。
- III 授業科目の履修に関する必要な事項については、別にこれを定める。

第 7 章 単位の修得、卒業の認定及び学士号

〔卒業認定所要単位〕

- 第 21 条 本学卒業の認定を受けるために修得しなければならない単位は、次のとおりとする。

文 学 部	英文学科	132 单位
	心理・応用コミュニケーション学科	132 单位
経 済 学 部	経済学科	124 单位
	経営情報学科	124 单位
	経済法学科	124 单位
社会福祉学部	福祉計画学科	124 单位
	福祉臨床学科	124 单位
	福祉心理学科	124 单位

- II 単位修得の方法については、別表第 1 及び別表第 2 の定めるところによる。

〔単位数算定の基準〕

- 第 22 条 単位数算定の基準は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号に定めるとおりとする。
- 1 講義及び演習については、教室内における 1 又は 2 時間の授業に対して教室外における 2 又は 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 1 時間 15 週又は毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 单位とする。
- 2 実験、実習及び体育実技等の授業については、実験室、体育施設等における 2 時間の授業に対して 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 2 時間 15 週の実験、実習又は実技をもって 1 単位とする。
- 3 卒業論文については、論文の作成に必要な学修の成果を考慮して 4 単位又は 6 単位とし、卒業研究については、卒業研究に必要な学修の成果を考慮して 3 単位又は 4 単位とする。
- 4 文部科学大臣の認定を受けた技能審査のうち、本学が認めたものについての

合格は、その学修の成果を考慮し、2 単位から 12 単位とする。

〔授業の方法等〕

- 第 22 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかの方法により又はこれらを併用して行うものとする。
- II 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、授業を行なう教室等以外の場所で行なうことができる。
- III 授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行なうことができる。

〔試 験〕

- 第 23 条 単位の授与は、試験によるものとする。

- II 試験の成績評価は、A+, A, B+, B, C, D 及び F の 7 段階をもって表示するものとし、D 以上の成績評価が与えられた場合に限り単位を授与する。
- III 試験の実施、成績評価の基準及び GPA 制度については、別にこれを定める。

〔在学生の他大学修得単位の認定等〕

- 第 24 条 本学において教育上有益と認めるときは、本学の学生が他の大学（派遣又は許可されて留学した外国の大学を含む）、短期大学において履修した授業科目について修得した単位又は文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学が別に定める技能審査の合格を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- II 本学において教育上有益と認めるときは、本学の学生がする次の各号の一に該当する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
- 1 他の大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修
- 2 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められるもの
- 3 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められるもの
- 4 文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学が認める技能審査に合格したもの
- III 前 2 項により学生が修得したものとみなし、又は授与する単位数は、第 25 条第 1 項及び第 2 項により修得したものとみなし、又は授与する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

〔入学生の入学前単位の認定・授与〕

- 第 25 条 本学において教育上有益と認めるときは、本学の学生が 1 年次に入学する前に他の大学（その大学から許可されて留学した外国の大学を含む）、短期大学において履修した授業科目について修得した単位又は文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学が認める技能審査の合格を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- II 本学において教育上有益と認めるときは、本学の学生が 1 年次に入学する前に行った前条第 1 項第 1 号ないし第 3 号の一に該当する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を授与することができる。
- III 前 2 項により学生が修得したものとみなし、又は授与する単位数は、本学の科目等履修生として修得した単位数を除き、30 単位を超えないものとする。

〔編入学生の入学前単位の認定〕

- 第 26 条 編入学を許可された者が編入学前に他の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は高等学校等の専攻科の課程において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 〔編入学生等の単位の取扱〕
- 第 27 条 第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項及び前条により修得したものとみなした単位、第 24 条第 2 項及び第 25 条第 2 項により授与した単位並びに転学部及び転学科を許可された者が転学部及び転学科前に修得した単位の取り扱いについては、当該教授会の議を経て学部長が決定する。
- 〔教職課程の単位〕
- 第 28 条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業の認定を受けるために必要な単位を修得するほか、別表第 2 に定める所定の科目について教育職員免許法（昭和 24 年法律第 174 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に規定する所要の単位を修得しなければならない。
- II 前項の規定により所定の単位を修得した者が、取得することのできる教育職員の免許状及び免許教科の種類は、別表第 3 のとおりとする。

〔副 専 攻〕

- 第 28 条の 2 本学に、学生が所属する学部及び学科の教育課程以外に特定分野に関する教育課程（以下「副専攻」という）を置く。

- II 副専攻に関する必要な事項については、別にこれを定める。

〔卒業の認定〕

- 第 29 条 本学に 4 年以上在学し、第 21 条及び別表第 1 の定めるところに従い卒業に必要な単位を修得した者に対して、卒業証書を授与する。

〔学位の授与〕

- 第 30 条 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、学士の学位を授与する。

- II 学位の授与に関する必要な事項については、別にこれを定める。

- 第 8 章 交換留学生、国内留学生、特別科目等履修生、特定科目等履修生、一般科目等履修生、学内科目等履修生、委託生、研究生、外国人研修生及び外国人留学生

〔交換留学生〕

- 第 31 条 外国の大学との国際交流協定に基づき、他の大学から派遣された学生（以下「交換留学生」という）に別表第 1 J. 国際交流関係科目に定める授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

- II 交換留学生の取り扱いについては、別にこれを定める。

- III 交換留学生の履修登録料及び履修料は徴収しない。
 IV 履修単位の授与及び単位修得の証明については、別にこれを定める。

〔国内留学生〕

- 第 31 条の 2 国内の大学との国内留学協定又は学生交流協定に基づき、他の大学から派遣された学生（以下「国内留学生」という）に別表第 1 に定める授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。
 II 国内留学生の取り扱いについては、別にこれを定める。
 III 国内留学生の履修登録料及び履修料は徴収しない。
 IV 履修単位の授与及び単位修得の証明については、別にこれを定める。

〔特別科目等履修生〕

- 第 32 条 他の大学、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、各学部において、当該大学又は短期大学の学生に特別科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。
 II 特別科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を志願する者があるときは、当該学部の教育に支障のない場合に限り選考のうえこれを許可することができます。
 III 特別科目等履修生の取り扱いについては、別にこれを定める。
 IV 本学は、特別科目等履修生の登録検定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。
 V 特別科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として履修登録単位数に10,000円を乗じて得た額を納入しなければならない。ただし、日本語の履修料は、履修登録単位数に20,000円を乗じて得た額とする。

〔特定科目等履修生〕

- 第 32 条の 2 学校教育法第55条の 2 及び学校教育法施行規則第68条の 2 に規定する修業年限の通算により、本学に入学を志願する者があるとき又は本学を除籍された者で復学を志願する者があるときは、特定科目等履修生として本学の教育課程の一部を履修したと認められるに相当する複数の授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。
 II 特定科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を志願する者があるときは、当該学部の教育に支障のない場合に限り選考のうえこれを許可することができます。
 III 特定科目等履修生の取り扱いについては、別にこれを定める。
 IV 本学は特定科目等履修生の登録認定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。
 V 特定科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として通算の対象となる当該年次の授業料及び教育充実費年額を納入しなければならない。

〔一般科目等履修生〕

- 第 33 条 本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該学部の教育に支障のない場合に限り選考のうえ一般科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。
 II 一般科目等履修生として授業科目を履修することができる資格、履修方法、単位の授与及び単位修得の証明については、別にこれを定める。
 III 本学は、一般科目等履修生の登録検定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。
 IV 一般科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として履修登録単位数に10,000円を乗じて得た額を納入しなければならない。

〔学内科目等履修生〕

- 第 34 条 本学の学生で、教育職員の免許状を取得する目的をもって、教職免許状所要資格取得のための教育科目の履修を志願する者があるときは、その者が所属する学部及び学科の授業科目の学修並びに当該学部及び学科の教育に支障のない場合に限り、学内科目等履修生としてその履修を許可することがある。

〔委託生〕

- 第 35 条 公の機関又は団体等からその所属職員につき、本学に入学を願い出たときは、当該学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ委託生として入学を許可することがある。
 II 委託生の授業科目の履修方法及び単位の授与等は、別にこれを定める。
 III 委託生の委託料は、年額60,000円とする。

〔研究生〕

- 第 36 条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学において特殊の事項について研究しようとする者があるときは、当該学部において選考のうえ研究生として入学を許可することができる。
 II 研究生の指導及び研究期間等は別にこれを定める。
 III 本学は、研究生の入学検定に際して、入学検定料10,000円を徴収する。
 IV 研究生として入学が認められた者は、入学金30,000円及び研究料年額120,000円を納入しなければならない。

〔外国人研修生〕

- 第 37 条 外国の大学を卒業又は卒業したと同等以上の学力を有する外国人で、大学において研修する目的をもって入国し、本学において特定の研修課題について研修しようとする者があるときは、当該学部において選考のうえ外国人研修生として入学を許可することができる。
 II 外国人研修生の指導、研修期間及び研修料等は、別にこれを定める。

〔外国人留学生〕

- 第 38 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学又は編入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。
 II 外国人留学生の入学又は編入学の基礎資格、選考方法、入学検定料、授業料その他学費、授業科目、履修方法及び単位の授与及び単位修得の証明等は、別にこれを定める。

第 9 章 賞罰

- 〔賞〕
 第 39 条 品行方正、学力優秀等他の模範となる学生は、これを賞することができる。なお、表彰の種類、方法及び選考については、別にこれを定める。

〔罰〕

- 第 40 条 学生が本学の教育方針に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したときは、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。
 II 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。
 III 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 2 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
 3 正当な理由がなくて出席常でない者
 4 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費

- 〔入学検定料〕
 第 41 条 本学は、入学試験に際して、入学検定料30,000円を徴収する。

〔入学金・教育充実費〕

- 第 42 条 本学に入学する学生は、次の各号に定める入学金及び教育充実費を納入しなければならない。
 1 入学金 210,000円
 2 教育充実費 140,000円
 II 前項の教育充実費は、入学手続に際して年額の2分の1を納入し、残り2分の1については、10月1日から10月31までに納入しなければならない。

〔授業料等〕

- 第 43 条 本学の学生は、授業料年額1年次780,000円、2年次900,000円、3年次900,000円及び4年次900,000円を納入しなければならない。ただし、休学中の学生の授業料は徴収しない。
 II 本学の学生は、教育充実費として2年次以降毎年額130,000円を納入しなければならない。ただし、休学中の学生の教育充実費は徴収しない。
 III 本学の学生で、別表第 4 に定める実習科目を履修する者は、同表に定める金額の実習費を当該科目の履修年度においてそれぞれ納入しなければならない。
 IV 本学の学生で、教職課程を履修する者は、教職課程履修費として別表第 4 に定める金額を当該科目の履修年度においてそれぞれ納入しなければならない。

〔授業料等の納期〕

- 第 44 条 授業料年額及び2年次以降の教育充実費は、4月1日から4月30日までの間に納入しなければならない。ただし、授業料及び教育充実費は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納入することができる。
 期 別 納 期
 第 1 期 4月1日から4月30日まで
 第 2 期 10月1日から10月31日まで
 II 前期若しくは後期の中途において、休学期間が満了した者、復学した者又は再入学した者は、その期の授業料及び教育充実費を休学期間が満了した月、復学又は再入学した月の月末までに納入しなければならない。
 III 経済的理由その他止むを得ない事情によって授業料及び教育充実費の納入が困難であると認められる場合は、願い出によりその納期を延期することができる。

〔納入学費の返還〕

- 第 45 条 納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は、これを返還しない。ただし、入学手続に際して納入した教育充実費は、所定の期日までに入学の辞退及び返還の申し出があった場合に限り返還する。

第11章 職員組織、評議会及び教授会

- 〔職員〕
 第 46 条 本学に、学長、副学長、チャブレン、教授、准教授、専任講師、助教、助手、事務職員、カウンセラー、用務職員及びその他の職員を置く。

〔評議会〕

- 第 47 条 本学に、評議会を置く。

〔評議会の構成〕

- 第 48 条 評議会は、評議員をもって組織する。
 II 評議員の構成については、別にこれを定める。
 III 評議会の議長は学長とし、その出席定数は評議会構成員の3分の2以上とする。

〔評議会の審議事項〕

- 第 49 条 評議会は、次の事項を審議する。
 1 本学における教育及び研究の計画に関する事項
 2 本学の人事に関する事項
 3 本学の学則及び本学の諸規程の制定並びに改廃に関する事項
 4 その他本学の組織及び運営に関する事項

〔教授会〕

- 第 50 条 学部に、教授会を置く。

〔教授会の構成〕

- 第 51 条 教授会は、各学部所属の教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。ただし、必要によって、教授、教授及び准教授、又は教授、准教授及び専任講師をもって構成することができる。
 II 教授会の議長は、学部長とし、その出席定数は教授会構成員の3分の2以上とする。

〔教授会の審議事項〕

- 第 52 条 教授会は、次の事項を審議する。
 1 教育課程のうち専門教育科目に関する事項
 2 学生の入学、編入学、留学、転学部及び転学科、休学、復学、再入学、退学

並びに除籍及び賞罰に関する事項
3 学生の試験、単位の認定及び学位の授与並びに卒業に関する事項
4 特別科目等履修生、特定科目等履修生、一般科目等履修生、学内科目等履修生、委託生、研究生、外国人研修生、外国人留学生、交換留学生及び国内留学生の取扱いに関する事項
5 学部の人事に関する事項
6 学部内諸規程の制定及び改廃に関する事項
7 学長、副学長又は学部長の諮問した事項
8 その他学部の組織及び運営に関する事項
II 学部長は、前項の審議事項のうち、学長が決定すべき事項については、すみやかに学長に報告するものとする。

〔学長・教育職員の任免〕
第 53 条 学長、副学長及びチャプレンの任免は、評議会の議を経て、また、教授、准教授、専任講師、助教及び助手の任免は、教授会の議を経て、法人理事会がこれを行う。

第12章 図書館、付属施設及び公開講座

〔図書館・付属施設〕
第 54 条 本学は、図書館その他必要な付属施設を設ける。付属施設に関する規程は別にこれを定める。

〔教育実習のための付設高等学校・中学校〕
第 55 条 本学は、同一法人が設置する高等学校及び中学校を、教育職員免許状所要資格取得のための教育実習の実施研究に資する。

〔公開講座〕
第 56 条 本学は、別に規程を設けて、公開講座を開くことができる。

第13章 厚生保健施設
〔厚生保健施設〕
第 57 条 本学は、厚生保健施設を設ける。厚生保健施設に関する規程は、別にこれを定める。

第14章 雜則
〔学則施行細則〕
第 58 条 学則施行についての細則は、学長がこれを定める。

附則
本学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則
本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成3年9月1日から施行する。

附則
本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成5年11月1日から施行する。

附則
本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則
本学則は、文部科学大臣の認可の日（平成14年7月30日）から施行する。

附則
本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成17年4月1日から施行する。

II 北星学園大学 専攻科規程（2002年4月1日）は廃止する。

III 第8条の規定にかかわらず、当分の間、高等学校卒業程度認定試験規則により廃止される前の大学入学資格検定規程に基づき大学入学資格検定に合格した者は、大学に入学することができる。

附則
本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則
本学則は、平成21年6月1日から施行する。

附則
本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

II 平成27年3月31日以前に入学した本学の学生の別表第4の運用については、なお従前の例による。

附則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

II 平成28年3月31日以前に入学した本学の学生の別表第2の運用については、なお従前の例による。

附則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

II 平成30年3月31日以前に入学した本学の学生の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の運用については、なお従前の例による。

附則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

II 平成31年3月31日以前に入学した本学の学生の別表第1、別表第2及び別表第4の運用については、なお従前の例による。

附則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

II 第43条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

III 令和2年3月31日以前に入学した本学の学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。

別表第4

実習費・課程履修費		授業科目名	金額
フィールド実習費		フィールド実習I	10,000円
		フィールド実習II	10,000円
社会福祉調査実習費		社会福祉調査実習	5,000円
		コミュニティワーク実習	10,000円
福祉臨床実習費		福祉臨床基礎実習指導I	5,500円
		福祉臨床基礎実習指導II	4,500円
		福祉臨床応用実習	35,000円
心理実習費		心理実習	45,000円
知的障害者の心理検査実習費		知的障害者の心理検査実習	20,000円
相談援助実習費		相談援助実践論	5,000円
		相談援助実習指導I	5,000円
		相談援助入門実習	7,500円
		相談援助実習指導II	15,000円
		相談援助実習指導III	15,000円
		相談援助実習	30,000円
精神保健福祉援助実習費		精神保健福祉援助実習	50,000円
スクールソーシャルワーカー実習費		スクールソーシャルワーク実習	15,000円
教職課程履修費	(A)	教職入門(その他教職に関する科目)	30,000円
	(B)	教育実習I又はII	20,000円



北星学園大学学位規程

第1章 総則

〔目的〕

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条に基づき、北星学園大学（以下「本学」という）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

〔学位の種類〕

第2条 本学において授与する学位は次のとおりとする。

1	学士
2	修士
3	博士

〔学位の名称〕

第3条 この規程により学位を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

第2章 学士

〔学士の学位授与の要件〕

第4条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

II 学位記は、卒業証書を兼ね別記様式1のとおりとする。

〔専攻分野の名称〕

第5条 学士の学位には、その専攻の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記する。

専攻の区分		専攻分野の名称
文学部	英文学科	英文学
	心理・応用コミュニケーション学科	心理・応用コミュニケーション学
経済学部	経済学科	経済学
	経営情報学科	経営情報学
	経済法学科	経済法学
社会福祉学部	福祉計画学科	福祉計画学
	福祉臨床学科	福祉臨床学
	福祉心理学科	福祉心理学

第3章 修士

〔修士の学位授与の要件〕

第6条 修士の学位は、本大学院（以下「本大学院」という）「修士課程」に2年以上在学し、所定の単位を修得した上、修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に關しては、特に優れた業績をあげた者は、本大学院修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

II 学位記は、別記様式2の1又は別記様式2の2のとおりとする。

〔専攻分野の付記〕

第7条 修士の学位には、その専攻の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記する。

専攻の区分		専攻分野の名称
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学
	臨床心理学専攻	心理学
文学研究科	言語文化コミュニケーション専攻	言語文化コミュニケーション
経済学研究科	経済学専攻	経済学

〔修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の基準〕

第8条 修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に関する基準並びに必要な事項については、これを別に定める。

〔修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会〕

第9条 修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験は、本大学院研究科の審査委員会が行う。

II 前項の修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会に関する事項については、別にこれを定める。

〔合否の決定・学位の授与〕

第10条 修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の合否は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て学長が決定する。

II 学長は、前項に基づき修士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

第4章 博士

〔博士の学位授与の要件〕

第10条の2 博士の学位は、本大学院博士〔後期〕課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。

II 本大学院の博士〔後期〕課程を経ない者で、博士の学位を得ようとする者は、博士の学位論文を提出して審査を請求できる。

III 前項の博士論文を提出して審査を請求した者には、本大学院学則第29条の定めるところにより学位を授与する。

IV 学位記は、別記様式3又は4のとおりとする。

〔専攻分野の付記〕

第10条の3 博士の学位には、その専攻の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記する。

専攻の区分	専攻分野の名称
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻

〔博士論文の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会〕

第10条の4 博士論文の審査及び最終試験は、本大学院研究科の審査委員会が行う。

II 前項の博士論文の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会に関する事項については、別にこれを定める。

〔合否の決定・学位の授与〕

第10条の5 博士論文及び最終試験の合否は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て学長が決定する。

II 学長は、前項に基づき博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

〔学位授与の報告〕

第10条の6 本学が博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に、別記様式第一により文部科学大臣に学位授与報告書を提出するものとする。

〔論文要旨の公表〕

第10条の7 本学は博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、その学位に係るその論文の内容を要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第10条の8 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、その論文の全文を公表するものとする。ただし、学位の授与を受けける前に、すでに公表したときは、この限りではない。

II 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを作成することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

III 前2項の規定に基づき、博士の学位を授与された者が行う公表は、インターネットの利用により行うものとする。

第5章 雜則

〔学位の取消〕

第11条 学士、修士又は博士の学位を授与された者が、不正な方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は、学士については当該学部教授会の、修士及び博士については当該研究科委員会の議決に基づいて、授与した学位を取消すものとする。

II 前項の規定により学位を取消された者は、その学位記を本学に返付しなければならない。

附則

この規程は、平成3年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2006年4月1日から施行する。



授業科目の履修等に関する規程

附則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

II 第6条第1項のただし書きは、当分の間、経済学研究科にのみ適用する。

附則

この規程は、2013年9月1日から施行する。

附則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

第1章 総則

〔目的〕

第1条 この規程は、北星学園大学学則（以下「大学学則」という）第20条第3項及び北星学園大学短期大学部学則（以下「短大学則」という）第18条ないし第21条の規定に基づき、北星学園大学における授業科目の履修等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 授業科目の履修登録

〔授業科目の履修登録〕

第2条 授業科目を履修するためには、指定の期日までに授業科目の履修登録（以下「履修登録」という）をしなければならない。

〔履修計画に基づく履修登録〕

第3条 履修登録は、在学期間、各学年及び各学期における授業科目の履修計画に基づき行うものとする。

〔授業科目の履修年次〕

第4条 授業科目は、大学学則別表第1、同別表第2及び短大学則別表第1に定める配当年次及び配当学期において履修するものとする。ただし、上級年次において下級年次配当の授業科目を履修することを妨げない。

〔他学部・他学科授業科目の履修〕

第5条 他学部及び他学科の授業科目は、大学学則別表第1「K、卒業要件に算入される他学部・他学科の専門教育科目」に定める授業科目に限り履修することができる。

〔授業科目の履修登録の上限〕

第6条 履修登録は、大学における単位制度の趣旨にかんがみ別表第1に定める単位数を超えて行うことができない。

〔積上指定科目の履修制限〕

第7条 本学における授業科目の内容に応じ、別表第2「授業科目I」の項に定める授業科目について単位が修得できない者は、これに対応する「授業科目II」の項に定める授業科目を履修登録することができない。ただし、経済法学科の科目を履修する他学科の学生については、履修を妨げるものではない。

II 短期大学部英文学科における教育課程編成の趣旨にかんがみ第1年次までに別表第3に定める授業科目について単位が修得できない者は、第2年次において、別表第3に定める範囲において短大学部別表第1に定める第2年次配当の科目を履修登録することができる。

III 短期大学部生活創造学科における教育課程編成の趣旨にかんがみ第1年次までに別表第3に定める授業科目について単位が修得できない者は、第2年次において、「証券経済論」「マクロ経済学」を除く科目は、プレテストに合格した場合には、当該授業科目を履修登録することができる。

〔授業科目の履修制限・スクリーニング〕

第8条 本学における教育課程編成の趣旨にかんがみ第2年次までに別表第3に定める授業科目について単位が修得できない者は、第3年次において、別表第3に定める範囲において大学学則別表第1及び同別表第2に定める第3年次配当の専門教育科目及び教職に関する科目を履修登録することができない。

II 短期大学部英文学科における教育課程編成の趣旨にかんがみ第1年次までに別表第3に定める授業科目について単位が修得できない者は、第2年次において、別表第3に定める範囲において短大学部別表第1に定める第2年次配当の科目を履修登録することができない。

III 短期大学部生活創造学科における教育課程編成の趣旨にかんがみ第1年次までに別表第3に定める授業科目について単位が修得できない者は、第2年次において、「生活創造専門演習」を履修登録することができない。

〔再登録の禁止〕

第9条 授業科目の履修により単位が授与され、又は授業科目を履修したものとみなされて単位が認定された授業科目は、履修登録することができない。

〔履修登録の人数制限〕

第10条 授業科目の性質により、一授業科目の履修登録人数を制限することがある。

〔授業科目の履修登録の方法〕

第11条 履修登録は、毎年度初めに学年を単位として、授業科目の名称及び単位、授業担当者並びに授業を行なう時間について所定の履修登録票による履修届又はその他の方法によって行う。

II 履修登録した授業科目については、各学期の授業開始1週間後に指定する期間内に履修登録の修正を行うことができる。

III 履修登録した授業科目については、別に定める履修取消ができない科目を除き、受講目的が達成されない等の理由から、指定の期間内に履修登録の取消を行うことができる。

IV 前項の規定に基づき履修取消できる授業科目は、前期は2科目まで（前期科目及び通年科目）、後期は2科目まで（後期科目及び通年科目）とする。なお、取消した科目の代わりに別の科目を追加履修することはできない。

V 前2項の規定にかかわらず、病気、事故等やむを得ない事情で、指定の期間内に履修登録の取消を行うことができなかつた場合には、副学長は、願い出により履修取消を認めることができる。

VI 履修登録の期間、場所及び手続は、履修登録に先立ち掲示その他の方法により周知する。

VII 年度途中に復学した者又は留学を終えた者の履修登録は、第1項の規定にかかわらず、他の時期に行う。

〔履修登録の補正〕

第12条 履修登録の補正是、正当な理由がある場合に限り、指定の履修登録補正期間内に行なうことができる。

〔履修未登録の取扱〕

第 13 条 正当な理由なく指定の履修登録期間内に履修登録を行わない者は、履修登録の意思がないものとみなす。

〔履修登録のない授業出席等〕

第 14 条 履修登録を行わない者には、授業に出席し、その試験を受け、その試験により合格の成績評価を受けても、当該授業科目について単位を授与しない。

〔予備履修登録〕

第 15 条 授業科目的性質により、履修登録人数を調整するために、その年度の履修登録に先立ち、その前年度中に履修登録の予備登録を行うことがある。

第3章 授業科目的履修

〔授業の方法等〕

第 16 条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかの方法により又はこれらを併用して行うものとする。

II 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

III 授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

〔授業科目的履修方法〕

第 17 条 授業科目的履修は、授業への出席及び教室外における必要時間の自学自修によって行う。

II 授業への出席証明は、出席簿への記入、出席カードへのマークその他の方法によつて行う。

〔授業時間〕

第 18 条 授業は、授業時間割により定める授業時間において行う。

II 授業時間は、90分を単位とし、別表第 4 に定める時間に区分する。ただし、これにより難い授業科目の授業時間は、45分を単位とすることがある。

〔休講〕

第 19 条 やむを得ない事情により授業が行えない場合は、当該授業は休講とする。休講は、授業毎に掲示等により告知する。

II 授業担当者が連絡なく授業開始時間に遅れ、授業時間が90分経過した場合には、当該授業は休講とする。

第4章 雜則

〔雑則〕

第 20 条 この規程の実施に関して必要な事項は、教学会議の議に基づき、副学長が決定する。

附則

この規程は、1998年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、1999年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2002年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2003年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2005年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2006年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2007年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2009年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2010年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2011年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2012年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2013年 4月 1日から施行する。

II 第11条第3項の規定にかかわらず、2013年 3月 31日において現に在籍する者（以下「在籍者」という）及び2013年 4月 1日以降に在籍者の属する年次に転学部・転学科、編入学及び再入学する者については、履修登録の取消を行うことができない。

III 2013年 3月 31日以前に入学した本学の学生の別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の運用については、なお従前の例による。

附則

この規程は、2014年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2015年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2016年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、2018年 4月 1日から施行する。

II 2018年 3月 31日以前に入学した本学の学生の別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の運用については、なお従前の例による。

附則

この規程は、2019年 4月 1日から施行する。

II 2019年 3月 31日以前に入学した本学の学生の別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の運用については、なお従前の例による。

別表第 1

	1年	2年	3年	4年	計
英文学科	48	48	48	48	192
心理・応用コミュニケーション学科	48	48	48	48	192
経済学科	42	42	46	46	176
経営情報学科	42	44	42	42	170
経済法学科	42	46	46	46	180
福祉計画学科	46	46	46	46	184
福祉臨床学科	48	48	48	48	192
福祉心理学科	46	46	46	46	184
短期大学部英文学科	46	46	—	—	92
生活創造学科	44	48	—	—	92



北星学園大学副専攻に関する規程

〔目的〕

第 1 条 この規程は、北星学園大学学則（以下「大学学則」という）第28条の2 第2項の規定に基づき、副専攻に関する必要な事項を定めることを目的とする。

〔副専攻の目的〕

第 2 条 副専攻は、学部、学科又は部門が当該教育課程とは別に、特定分野について適切な単位数の範囲内において専門教育科目を体系的に編成し、その多様な知的探究心と適性に応じた教育課程を提供することによって、学生に対し複眼的思考と多元的理解决力を涵養することを目的とする。

〔課程〕

第 3 条 副専攻として、次の課程を置く。

- 1 人間科学
- 2 キリスト教
- 3 英語
- 4 ドイツ語
- 5 フランス語
- 6 中国語
- 7 韓国語
- 8 英語・英米文学
- 9 心理学
- 10 経済学
- 11 國際関係論
- 12 経営情報学
- 13 経済法學
- 14 社会福祉学

〔授業科目等〕

第 4 条 副専攻課程で履修すべき授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

〔申請許可〕

第 5 条 副専攻課程を履修する学生は、履修を開始する前年度に履修の申請を行い、当該課程を実施する学科及び部門等から許可を得なければならない。

II 前項の許可を受けていない者は、第 4 条に定める授業科目及び単位数を修得しても、副専攻課程を履修したものとはみなされない。ただし、許可を受けた学生については、それ以前に修得した授業科目の単位を副専攻課程の単位に算入することができる。

〔授業科目の履修等〕

第 6 条 副専攻課程の授業科目の履修方法等については、「北星学園大学 授業科目の履修等に関する規程」を準用する。

〔副専攻の認定〕

第 7 条 副専攻課程の履修の認定は、教学会議の議を経て、教学会議議長が行う。
II 教学会議議長は、副専攻課程の履修の認定を行ったときは、学長及び認定された学生の所属する学部長に報告するものとする。

〔副専攻の認定証書の授与〕

第 8 条 学長は、前条の報告に基づき、副専攻課程の履修の認定を受けた学生に副専攻認定証書を授与する。
II 副専攻認定証書は、別記様式 1 のとおりとする。

〔総則〕

第 9 条 この規程の実施に関して必要な事項は、教学会議の議を経て、教学会議議長が決定する。

附則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

II 2009年3月31日以前に入学した本学の学生の別表12の運用については、なお従前の例による。

附則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

II 2011年3月31日以前に入学した本学の学生の第3条及び別表の運用については、なお従前の例による。

附則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

II 2013年3月31日以前に入学した本学の学生の第3条及び別表の運用については、なお従前の例による。

附則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

II 2018年3月31日以前に入学した本学の学生の第3条及び別表の運用については、なお従前の例による。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

II 2019年3月31日以前に入学した本学の学生の第3条及び別表の運用については、なお従前の例による。

北星学園大学総合情報センター情報処理システム利用規程

〔目的〕

第 1 条 この規程は、北星学園大学総合情報センターが設置する情報処理システム（以下「システム」という）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

〔システム利用の範囲〕

第 2 条 システムの利用は、次の各号の一に該当する場合に限る。
1 北星学園大学、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）における情報処理関係学科目の授業の実施を行うための利用
2 本学教育職員の研究のための利用
3 本学研究生及び大学院学生の研究のための利用
4 大学学部学生の卒業論文、大学院学生の修士論文及び博士論文作成のための利用
5 本学学生の情報処理関係学科目の授業の予習及び復習のための利用
6 本学の事務処理のための利用
7 その他北星学園大学総合情報センター長（以下「センター長」という）が適当と認めた利用

〔授業を行うための利用〕

第 3 条 本学における情報処理関係学科目の授業の実施を行うためのシステムの利用については、センター長は、システムを利用して実施する情報処理関係学科科目を置く学部の学部長並びに短期大学部長と協議して、年間の利用実施計画を定めるものとする。

〔利用資格者・組織団体〕

第 4 条 システムを利用することのできる者（以下「利用資格者」という）は、次の各号の一に該当する者とする。
1 本学に在職する教職員
2 本学に在学する学生（研究生、科目等履修生、外国人研究生及び外国人研修生を含む）
3 大学規程に定める組織
4 本学が認可した学内団体
5 その他センター長が適当と認めた者

〔利用の申請〕

第 5 条 利用資格者がシステムを利用しようとするときは、別記第 1 に定める情報処理システム利用願をセンター長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

II 本学学生及び大学院生は入学した事実を以て、利用の申請及び利用の承認がなされたものとする。

〔利用の承認〕

第 6 条 センター長は、情報処理システム利用願によりその利用を適當と認めた場合にはこれを承認するものとする。

II センター長は、別記第 2 に定める情報処理システム利用承認書によってユーザーID及び初期パスワードを、利用者に通知するものとする。

〔利用の期間〕

第 7 条 利用承認を受けた者（以下「利用者」という）がシステムを利用することができる期間は、その利用が承認された日からその日の属する年度末までとする。

II 本学学生及び大学院生の利用期間は在学している期間までとする。なお、休学期間中はシステム利用を認めない。

III 教職員の場合、特に申し出のない場合は退職又は契約期間修了時まで継続するものとする。

〔利用の優先順位〕

第 8 条 利用者のシステム利用が競合する場合の優先順位は、第 2 条各号に規定する順序とする。ただし、センター長は、システムの稼動上必要があるときは、その順位を変更することができる。

〔利用の取消・停止〕

第 9 条 センター長は、利用者が次の各号の一に該当する行為を行った場合には、その者の利用の承認を取消し、又はその者の利用を一定の期間停止することができる。

- 1 この規程又はセンター長の指示に反する行為
- 2 設定されたユーザーIDによる利用を利用者以外の者に行わせる行為
- 3 システムに障害を与える行為
- 4 営利を目的とする利用行為
- 5 他の利用者の情報の安全又は秘密保持を損なう行為

〔利用の明記〕

第 10 条 利用者がシステムを利用して行った研究成果を公表するときは、当該公刊物等にシステムを利用して行った研究成果であることを明記しなければならない。

〔利用時間〕

第 11 条 総合情報センターの開館時間は、本学の休業日を除く日の午前8時45分から午後9時までとする。ただし、土曜日は、午前8時45分から午後4時45分までとする。

II センター長は、必要がある場合には臨時にその時間を変更することができる。



北星学園大学学費等の減免、徴収及び返戻の取扱いに関する規程

附則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

第1章 総則

第1条 この規程は、入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、履修登録料及び履修料の徴収並びに返戻の取扱いについて定めることを目的とする。

第2章 大学及び学院

第2条 転学部又は転学科を志願する学生から徴収すべき入学検定料は、北星学園大学学則（以下「大学学則」という）第41条に定める額の2分の1に相当する額とする。

II 学内選考（推薦）により大学院修士課程を志願する学生から徴収すべき入学検定料は、北星学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第37条に定める額の2分の1に相当する額とする。

第3条 編入学、大学学則第15条第3項及び大学院学則第13条第3項による再入学並びに大学学則第16条第2項及び大学院学則第14条第2項による復学が許可された学生から徴収すべき入学金、授業料並びに教育充実費の額は、その編入学、再入学及び復学を許可した日の属する年度において、第1年次に入学した学生から徴収する額とする。ただし、再入学又は復学が許可された学生から徴収すべき入学金は、これを徴収しない。

第4条 本学又は北星学園大学短期大学部並びに北星学園女子短期大学を卒業して学科に編入学をした学生から徴収すべき入学金の額は、大学学則第42条に定める額の2分の1に相当する額とする。

II 本学の学部又は大学院修士課程を卒業又は修了した後、大学院修士課程に入学した院生から徴収すべき入学金は、これを徴収しない。

III 大学院修士課程に学内選考（推薦）により入学した院生から徴収すべき入学金は、これを徴収しない。また、授業料の額は、大学院学則第39条第I項又は第VI項に定める額の3分の2に相当する額とする。ただし、授業料の減免を受けることのできる期間は、修業年限の2年間とする。

IV 本学を卒業した一般科目等履修生から徴収すべき履修登録料の額は、大学学則第33条第4項及び大学院学則第31条第4項に定める額の2分の1に相当する額とする。ただし、その者がその後再び一般科目等履修生となった場合の履修登録料は、その全額を免除するものとする。

V 本学を卒業して研究生を志願する者から徴収すべき入学検定料及び本学を卒業した研究生から徴収すべき入学金の額は、大学学則第36条第3項及び第4項並びに大学院学則第32条第3項及び第4項に定める額の2分の1に相当する額とする。

VI 大学入試センター試験利用入学試験を志願する者から徴収すべき入学検定料は、大学学則第41条の規定にかかわらず、12,000円とする。

VII 指定校推薦入学試験により不合格になった者が一般入学試験を志願する場合の入学検定料は、大学学則第41条の規定にかかわらず、これを徴収しない。

VIII 本学に一般科目等履修生として登録された者で、その後再び一般科目等履修生となった者から徴収すべき履修登録料の額は、大学学則第33条第4項に定める額の2分の1に相当する額とする。

IX 本学に研究生として登録された者で、その後再び研究生となった者から徴収すべき入学金は、これを徴収しない。

X 一般入学試験において複数学科を志願する者から徴収すべき入学検定料は、大学学則第41条及び短期大学部学則第29条の規定にかかわらず、2科目以降は1科目につき15,000円とする。

XI 交換留学生として登録された者で、受入期間終了後、一般科目等履修生となった者から徴収すべき履修登録料の額は、大学学則第33条第4項の定めにかかわらず、7,500円とする。

XII 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団から資生堂児童福祉奨学金助成を受ける社会福祉学部の学生から徴収すべき入学金、教育充実費及び授業料の額は、大学学則第42条及び第43条に定める額の2分の1に相当する額とする。

第5条 休学、退学、除籍若しくは大学学則第12条による外国の大学への留学が許可又は命令された学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、その許可又は命令された日の属する年度の9月30日以前である時は、大学学則第42条及び同第43条に定める額の2分の1に相当する額とする。

II 復学が許可された学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、その許可された日の属する年度の10月1日以後である時は、大学学則第42条及び同第43条に定める額の2分の1の額とする。

第6条 前条の規定は、休学、復学、退学、除籍若しくは外国の大学への留学が許可又は命令された大学院の学生から徴収すべき当該年度の授業料の額について準用する。

この場合において同条中「大学学則第42条及び同第43条」とあるのは、「大学院学則第38条及び同第39条」と読み替えるものとする。

第7条 在学期間が4年を超える、その年度において履修登録する単位の数が10単位以下の学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、大学学則第43条に定める4年次の額の2分の1に相当する額とする。

II 在学期間が4年を超える、前期又は後期のいずれか半期間で卒業が予定される学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、大学学則第43条に定める4年次の額の2分の1に相当する額とする。

III 前2項の規定にかかわらず、その年度において履修登録する単位の数が10単位以下で、かつ前期又は後期のいずれか半期間で卒業が予定される学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、大学学則第43条に定める4年次の額の4分の1に相当する額とする。

IV 2年次編入学の場合において、編入学後の在学期間が3年を超える学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、前3項及び第7項の規定を準用する。ただし、「4年次」を「3年次」と読み替えるものとする。

V 3年次編入学の場合において、編入学後の在学期間が2年を超える学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、第1項ないし第3項及

び第7項の規定を準用する。ただし、「4年次」を「2年次」と読み替えるものとする。
VI 在学期間が修業年限を超えた大学院修士課程の院生の学費は、当該年度に履修登録する単位数合計に、1単位当たりの額を乗じた額とする。この場合の1単位当たりの額は、第4条第Ⅲ項、大学院学則第38条、第39条第1項及び第Ⅱ項に定める授業料及び教育充実費の合計額を30で除した額とする。ただし、千円未満の額は切り捨てるものとする。

VII 第1項の規定にかかわらず、在学期間が4年を超える場合において履修登録する単位の数が10単位を超える学部の学生で、後期の履修修正によって当該年度において履修登録する単位の数が10単位以下となった場合に徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、大学学則第43条に定める4年次の額の4分の3に相当する額とする。

VIII 在学期間が修業年限を超えた大学院博士課程の院生から徴収すべき当該年度の学費は、大学院学則第39条第3項に定める額の6分の1に相当する額とする。

第 8 条 削除

第 9 条 大学院学則第12条又は大学院学則第10条に基づく外国の大学への派遣留学によって卒業又は修了延期となった者の授業料及びその他の学費は、願い出により帰国後の通常1年間に限りその全額又は一部の納入を免除することができる。

II 大連外国语大学、カトリック大学校及び東海大学への派遣留学生は、願い出により授業料及び教育充実費の全額の納入を免除する。

III アメリカ合衆国、英国、カナダ、スペイン、スイス及びインドネシアの各大学への派遣留学生は、願い出により授業料及び教育充実費の2分の1に相当する額の納入を免除する。

IV 前項に定める派遣留学生が、第7条第1項又は同条第2項に該当する場合は、願い出により授業料及び教育充実費の4分の3に相当する額の納入を免除する。

第 10 条 前条の適用を受ける者は、次の各号に該当していかなければならない。

1 派遣留学期間中の修得単位数の合計が、留学期間が1年間の場合は20単位以上、留学期間が半年間の場合は10単位以上であること。

2 本学における読み替え単位及び振り替え単位数の合計が、留学期間が1年間の場合は15単位以上、留学期間が半年間の場合は8単位以上であること。

3 本学が定める派遣留学期間を満了していること。

4 本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出していること

第 11 条 大学院博士課程の院生の学費については、入学後3年間に限り願い出により、大学院学則第38条第2項、同第39条第3項及び同条第4項に定める額の2分の1に相当する額を免除することができる。

II 大学院学則第38条に基づく外国人留学生の学費については、本学入学後4年間に限り願い出により当該年度の授業料の3分の1に相当する額の納入を免除することができる。

III 大学院学則第34条に基づく外国人留学生のうち、修士課程の外国人留学生の学費については、本学入学後2年間に限り願い出により当該年度の授業料の3分の1に相当する額の納入を免除することができる。

IV 経済学研究科が実施する姉妹校提携大学外国人留学生試験及び外国人留学生指定大学推薦入学試験により大学院入学を志願する学生から徴収すべき入学検定料は、大学院学則第37条に定める額の2分の1に相当する額とする。

V 経済学研究科が実施する姉妹校提携大学外国人特別研究生試験に志願する者から徴収すべき入学検定料は、その全額を免除するものとする。入学を許可された者から徴収すべき入学金は、その全額を免除するものとし、研究料は、大学学則第36条第IV項に定める額の2分の1に相当する額とする。

VI 先取り科目等修復生として単位修得後、大学院修士課程に入学した院生の学費については、1年次に限り願い出により、既修得単位数の合計に、1単位当たりの額を乗じた額を免除することができます。この場合の1単位当たりの額は、学内選考(推薦)により入学した院生については10,000円、それ以外の院生(外国人留学生は除く)については15,000円とする。

第 12 条 前条の適用を受ける学部の学生及び大学院修士課程の院生は、次の各号に該当していかなければならない。

1 学部の学生にあっては、1年次の学生を除き、修得単位数が2年次の学生は30単位以上、3年次の学生は60単位以上及び4年次の学生は90単位以上であること。

2 大学院の院生にあっては、1年次の院生を除き、2年次の院生の修得単位数が18単位以上であること。

3 本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出していること。

第 12 条の 2 学部の社会人入学制度を経て入学した学生については、当該年度の授業料から15万円を減免する。ただし、学費の減免を受けることのできる期間は、修業年限の4年間とする。

II 前項の適用を受ける学生は、第12条第1項第1号に定める単位を修得していないなければならない。

III 第1項の適用を受ける学生は、本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出していかなければならない。

第 13 条 本学入学試験において成績優秀者と認められた学部の学生から徴収すべき授業料及び教育充実費は、大学学則第42条及び同第43条に定める額の2分の1に相当する額を免除する。学費の減免を受けることのできる期間は、修業年限の4年間とし、その期間は連続するものとする。ただし、2年次以降学費の減免を受けるためには、当該学生が所属する学科学年の、当該前年度までの累積平均GPAを上回りかつ学業成績が優秀でなければならない。

II 本学に在学する学部及び大学院の外国人留学生で、経済的理由により修学及び学業継続が困難と認められた学生及び院生から徴収すべき当該年度の授業料は、大学学則第43条及び大学院学則第39条第1項又は第VII項に定める額の3分の1に相当する額を免除する。

III 前項の適用を受ける学生の修得単位数及び減免願の取扱いについては、第12条の規定を準用する。

IV 第1項の適用を受ける学生は、本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出しなければならない。また、2年次以降の学費減免継続を希望する学生の選考は、学生支援委員会で行う。

V 本学に在学する学部及び大学院の外国人留学生で、経済的理由により授業料減免を希望する学生の選考は、国際教育推進委員会で行う。また、選考に係る基準

は別に定める。

第 14 条 学部の学生の学費負担者の死亡、病気、失職、破産若しくは勤務する会社の倒産又は火災若しくは風水害等により家計が急変し、かつ、次の各号に該当する場合には、願い出により当該年度の授業料は、大学学則第43条に定める額の2分の1に相当する額の納入を免除することができる。

1 日本国学生支援機構「緊急採用」・「応急採用」貸与奖学金の申し込みを行う者。

又は、その資格を有すると本学が認めた者。

2 第12条第1項第1号に定める単位を修得している者。

II 前項に定める授業料減免の願い出は、その事由発生月の翌月を起点として24月以内に行なわなければならない。ただし、当該事由は、入学前12月以内に発生したものに限る。なお、願い出は、当該事由の発生月に行なうことができる。

III 授業料減免を希望する学生は、減免願及び関係書類を指定期日までに学長に提出するものとする。

IV 授業料減免を希望する学生の選考は、学生支援委員会で行う。

第 15 条 学部の学生又は大学院の院生で、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳等を所持している者については、願い出により当該年度の教育充実費の2分の1に相当する額の納入を免除することができる。

II 前項の適用を受ける学部の学生は、第12条第1項第1号に定める単位を修得しないなければならない。

III 第1項の適用を受ける者は、本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出しなければならない。

第 3 章 短期大学部

第 16 条 短期大学部学則第12条による再入学及び短期大学部学則第17条第2項による復学が許可された学生から徴収すべき入金。授業料並びに教育充実費の額は、その再入学及び復学を許可した日の属する年度において、第1年次に入学した学生から徴収する額とする。ただし、再入学又は復学が許可された学生から徴収すべき入金は、これを徴収しない。

第 16 条の 2 休学、退学若しくは除籍が許可又は命令された短期大学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、その許可又は命令された日の属する年度の9月30日以前である時は、北星学園大学短期大学部学則(以下「短期大学部学則」という)第30条及び同第31条に定める額の2分の1に相当する額とする。

II 授業料が許可された短期大学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、その許可された日の属する年度の10月1日以後である時は、短期大学部学則第30条及び同第31条に定める額の2分の1の額とする。

第 17 条 在学期間が2年を超える場合において履修登録する単位の数が10単位以下の短期大学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、短期大学部学則第31条に定める2年次の額の2分の1に相当する額とする。

II 在学期間が2年を超える場合において履修登録する単位の数が10単位以下の短期大学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、短期大学部学則第31条に定める2年次の額の2分の1に相当する額とする。

III 前2項の規定にかかわらず、その年度において履修登録する単位の数が10単位以下で、かつ前期又は後期のいずれか半年間で卒業が予定される短期大学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、短期大学部学則第31条に定める2年次の額の4分の1に相当する額とする。

IV 第1項の規定にかかわらず、在学期間が2年を超える場合において履修登録する単位の数が10単位を超える学部の学生で、後期の履修修正によって当該年度において履修登録する単位の数が10単位以下となった場合に徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、短期大学部学則第31条に定める2年次の額の4分の3に相当する額とする。

第 18 条 指定校推薦入学試験により不合格になった者が一般入学試験を志願する場合の入学検定料は、短期大学部学則第29条第2項の規定にかかわらず、これを徴収しない。

II 自己推薦入試制度により不合格になった者が一般入学試験又は社会人入学試験を志願する場合の入学検定料は、短期大学部学則第29条第2項に定める額の2分の1に相当する額とする。

III 一般入学試験において複数学科を志願する者から徴収すべき入学検定料は、大学学則第41条及び短期大学部学則第29条の規定にかかわらず、2学科以降は1学科につき15,000円とする。

IV 大学入学センター試験利用入学試験を志願する者から徴収すべき入学検定料は、短期大学部学則第29条の規定にかかわらず、12,000円とする。

第 19 条 短期大学部学則第43条に基づく外国人留学生の学費については、短期大学部入学後2年間に限り、願い出により当該年度の授業料の3分の1に相当する額の納入を免除することができる。

II 前項の適用を受ける学生的修得単位数及び減免願の取扱いについては、第12条第1項第1号及び同第3号の規定を準用する。

第 20 条 短期大学部に在学する外国人留学生で、経済的理由により修学及び学業継続が困難と認められた学生から徴収すべき当該年度の授業料は、短期大学部学則第31条に定める額の3分の1に相当する額を免除する。

II 前項の適用を受ける学生的修得単位数及び減免願の取扱いについては、第12条第1項第1号及び同第3号の規定を準用する。

III 短期大学部に在学する外国人留学生で、経済的理由により授業料減免を希望する学生的選考は、国際教育推進委員会で行う。また、選考に係る基準は別に定める。

第 21 条 短期大学部の社会人入学制度又は自己推薦入試制度(社会人出願資格者のみ)を経て入学した学生については、当該年度の授業料から15万円を減免する。ただし、学費の減免を受けることのできる期間は、修業年限の2年間とする。

II 前項の適用を受ける学生的修得単位数については、1年次の学生を除き、30単位以上でなければならない。

III 第1項の適用を受ける学生は、本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出していかなければならない。

第 21 条の 2 本学入学試験において成績優秀者と認められた短期大学部の学生から徴収すべき授業料及び教育充実費は、短期大学部学則第30条及び同第31条に定める額の 2 分の 1 に相当する額を免除する。学費の減免を受けることできる期間は、修業年限の 2 年間とし、その期間は連続するものとする。ただし、2 年次学費の減免を受けるためには、当該学生が所属する学科学年の、当該前年度までの累積平均 GPA を上回りかつ学業成績が優秀でなければならない。

II 第 1 項の適用を受ける学生は、本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出しなければならない。また、2 年次学費の減免継続を希望する学生の選考は、学生支援委員会で行う。

第 22 条 短期大学部の学生の学費負担者の死亡、病気、失職、破産若しくは会社の倒産又は火災若しくは風水害等により家計が急変し、かつ、次の各号に該当する場合には、願い出により当該年度の授業料は、短期大学部学則第31条に定める額の 2 分の 1 に相当する額の納入を免除することができる。

1 日本国学生支援機構「緊急採用」・「応急採用」貸与奖学金の申し込みを行う者。又は、その資格を有すると本学が認めた者。

2 1 年次の学生を除き、30 単位以上の単位を修得している者。

II 前項に定める授業料减免の願い出は、その事由発生月の翌月を起点として 24 月以内に行なわなければならない。ただし、当該事由は、入学前 12 月以内に発生したものに限る。なお、願い出は、当該事由の発生月に行なうことができる。

III 授業料减免を希望する学生は、减免願及び関係書類を指定期日までに学長に提出するものとする。

IV 授業料减免を希望する学生の選考は、学生支援委員会で行う。

第 23 条 短期大学部の学生で、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している者については、願い出により当該年度の教育充実費の 2 分の 1 に相当する額の納入を免除することができる。

II 前項の適用を受ける学生の修得単位数については、1 年次の学生を除き、修得単位数が 2 年次の学生は 30 单位以上である者。

III 第 1 項の適用を受ける者は、本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出しなければならない。

第4章 雜則

第 24 条 学部、大学院又は短期大学部に一年度を通じて在学する者の間に兄弟姉妹、親子又は夫婦の関係が存在する場合には、願い出によりそれらの者のうち 1 人から教育充実費を徴収し、その他の者の当該年度の教育充実費を免除することができる。

II 前項の規定により教育充実費を徴収すべき者の指定は、次の各号の順序によるものとする。

- 1 年次の数が最も大きい者
- 2 年次が同じ者のうち免除額が最も低い者
- 3 免除額が等しい者のうち任意の者

III 本規程の定めにより学費等の納入を免除される者は、教育充実費を徴収すべき者に指定されることができない。ただし、第 2 条ないし第 4 条、第 14 条、第 15 条、第 22 条及び第 23 条の規定の適用を受ける者については、この限りではない。

IV 第 1 項の規定にかかわらず、北星学園職員・教役者親族授業料等减免規程により学費等を減免されている者については、教育充実費は免除しない。

V 教育充実費を免除された者について、免除の決定後その理由が消滅したときは、免除を取消し、当該年度の教育充実費の納入を命ぜることができる。

VI 第 2 項の規定により教育充実費を徴収すべき者として指定された者が、大学学則第 16 条第 1 項第 5 号、大学院学則第 14 条第 1 項第 4 号及び短期大学部学則第 17 条第 1 項第 4 号に該当する場合は、第 1 項に定める一年度を通じて在学する者は当たらない。

VII 第 2 項の規定により 3 月 31 日以降に免除を取消す場合には、当該年度の教育充実費を納入する期限は、翌年度の 4 月 30 日までとする。

第 25 条 大学学則第 45 条、大学院学則第 41 条及び短期大学部学則第 35 条の規定にかかわらず、学部の学生、大学院の院生及び短期大学部の学生から本規程の各条に定める額を超えて徴収した場合には、その超えた額を返戻するものとする。

附則

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、1990 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、1992 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、1993 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、1994 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、1995 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、1996 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、1997 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、1998 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2000 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2001 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2002 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2002 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2003 年 4 月 1 日から施行する。

II 北星学園大学短期大学部校納金納入に関する取扱要領(2002 年 4 月 1 日)は、廃止する。

III 北星学園大学短期大学部社会人入学者学費減免に関する取扱要領(2002 年 4 月 1 日)は、廃止する。

附則

この規程は、2004 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2005 年 4 月 1 日から施行する。

II 2006 年 3 月 31 日以前に入学した北星学園大学、北星学園大学短期大学部の学生及び北星学園大学大学院の院生の校納金に関する取扱いは、なお従前の例による。

附則

この規程は、2007 年 4 月 1 日から施行する。

II 第 11 条第 III 項の定めにかかわらず、2007 年度に大学院修士課程に入学した大連外国语学院卒業生及び外国人留学生指定大学推薦入学した院生の学費については、本学入学後 2 年間に限り願い出により、当該年度の入学金及び教育充実費については 2 分の 1 に、授業料については 3 分の 1 に相当する額の納入を免除することができる。

附則

この規程は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2010 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

II 2011 年 4 月 5 日において大学又は短期大学部に在学する学生で、次の各号に掲げる要件を充足する者は、第 14 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定する措置に加えて、その余の残額及び教育充実費を全額免除するものとする。

1 2011 年東日本大震災により、第 14 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定する場合に該当となった者

2 青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者

附則

この規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2014 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

II 第 13 条及び第 21 条の 2 の定めにかかわらず、2015 年 3 月 31 日以前に入学した北星学園大学及び北星学園大学短期大学部の学生の校納金に関する取扱いは、なお従前の例による。

附則

この規程は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

II 第 4 条第 XII 項は、2017 年度以降入学者に適用する。

附則

この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

II 第 7 条第 VIII 項は、2018 年度以降入学者に適用する。

附則

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

II 第 7 条第 VIII 項は、2019 年度以降入学者に適用する。